

発議第 3 号

非核三原則の堅持と法制化を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

令和8年3月13日

提 出 者

八雲町議会議員 横 田 喜世志

賛 成 者

八雲町議会議員 黒 島 竹 満

八雲町議会議員 三 澤 公 雄

八雲町議会議員 赤 井 睦 美

八雲町議会議長 大久保 建 一 様

非核三原則の堅持と法制化を求める意見書

1967年に佐藤栄作首相が国会で「持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則を表明し、1971年には衆議院で非核三原則を堅持する国会決議が採択され、その後も度重なる国会決議によって、「非核三原則」は、「国是」として半世紀以上にわたり堅持されてきています。

そうしたもとで、「安保三文書」の改定に向けた議論の開始とともに、非核三原則の見直しを検討することは、被爆者の皆さんが自らの体験、証言を通して核兵器の使用をタブーとする世界的な規範の成立に貢献してきたことや、近隣諸国や国際社会に不信と緊張をもたらすことから、許されません。

核兵器が使用されないためには、憲法の平和理念とともに非核三原則を堅持し、我が国が核廃絶の主導者として、核兵器のない世界の実現のために一層の取り組みを行っていくことが不可欠です。

よって、国においては、非核三原則を国是として厳守するとともに法制化をめざすことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月13日

北海道二海郡八雲町議会議長 大久保 建一

【提出先】

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
総務大臣